



ナニワ What's Up?

浪速区の旬な話題をお知らせ!

浪速区役所で万博来場サポートデスクを開設します!

チケット購入や来場日時予約、パビリオン入場予約に伴う各種サポートを行う「万博来場サポートデスク」を設置しています。入場チケットの買い方がわからないなど、万博に関する手続きに関してお困りのことがあれば、ぜひサポートデスクをご利用ください。※万博来場サポートデスクは、予約なしでご利用いただけます。ただし、ご利用状況によっては、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。



日時 8月25日(月)~29日(金) 10時~17時

場所 区役所1階 正面玄関横

〈万博来場サポートデスクに関すること〉

問合せ 大阪府・大阪市万博問合せセンター ☎ 7632-6821

その他の実施場所は
こちら!



人権を考える区民のつどい映画上映会「52ヘルツのクジラたち」

無料 申込不要

浪速区役所が人権啓発の一環として「人権を考える区民のつどい映画上映会」を開催します。どなたでも参加いただけますので、皆さんお誘いあわせのうえご参加ください。

日時 8月9日(土) 13時30分~※13時開場

場所 大阪祭典なにわ区民ホール(浪速区民センター)

対象 どなたでも 定員 先着300名

内容 本屋大賞受賞、町田そのこ原作小説を、杉咲花主演で映画化した「52ヘルツのクジラたち」を上映します。傷を抱え東京から海辺の街の一軒家へ移り住んできた貴瑚(杉咲花)は、母親から虐待される、声を発することのできない少年と出会います。貴瑚は少年の姿を通じ、かつて自分の声なきSOSに気づいて救い出してくれたアンさん(志尊淳)との日々を思い起こします。



©2024「52ヘルツのクジラたち」製作委員会

その他 日本語字幕付き、手話通訳あり

問合せ 区 市民協働課(教育・学習支援) ☎ 6647-9743 ☎ 6633-8270

浪速区の行政相談委員が近畿行政相談委員連合協議会会長表彰を受賞しました!

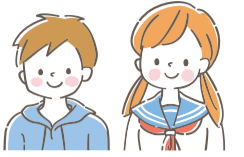
浪速区で行政相談委員(※)として活動されている水口博司さんが、長年にわたる委員としての功績が認められ、近畿行政相談委員連合協議会会長表彰を受賞されました。長年の活動に感謝申し上げるとともに、心からお祝い申し上げます。

※行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者です。皆さんの身近な相談相手として、国の行政に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを無報酬で行っています。



問合せ 区 総務課(企画調整) ☎ 6647-9683 ☎ 6633-8270

浪速区学校選択制制度説明会を開催します



浪速区の学校選択制に対する理解を深めていただくために、制度説明会を開催します。ぜひご参加ください。

日時 9月4日(木) 18時~18時30分 場所 区役所7階会議室

対象 令和8年度に浪速区内の小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者

内容 浪速区学校選択制について(30分程度)、質疑応答

その他 後日、説明会の動画を浪速区ホームページに掲載します。詳細はこちら

問合せ 区 市民協働課(教育・学習支援)

☎ 6647-9743 ☎ 6633-8270



浪速区制100周年記念事業

6月11日(水)

実行委員会 第5回総会が開催されました!



6月11日(水)に永和信用金庫様のホールをお借りして、浪速区制100周年×EXPO記念事業実行委員会 第5回総会が開催されました。

総会では、令和6年度の事業について決算報告が行われたほか、令和7年度事業予算の補正や新規事業として(仮称)区民シニアカラオケ大会を実施することが決定されました。各事業の詳細については、随時広報紙や特設ホームページなどでお知らせします。

8月10日(日)

大盆踊り大会を開催します!

浪速区制100周年×EXPO記念事業として、大盆踊り大会を開催します。おいしい食べ物の夜店や、子どもが遊べるコーナーもありますので、子どもから大人まで、ぜひご参加ください。

時間 夜店 16時~21時 盆踊り・子どもあそびコーナー 17時~20時

場所 難波中公園(夜店)
浪速スポーツセンター3階(盆踊り、子どもあそびコーナー)

問合せ 浪速区制100周年×EXPO記念事業実行委員会 事務局

☎ 6568-4040 ☎ 6568-3171

詳細は
こちら



応募〆切 8月20日(水)

なにわ感想アンケート

感想はペンネームでも送れます!

『広報なにわ』8月号はいかがでしたか? 印象に残った記事など、感想をお送りください。今後の紙面作成の参考にさせていただきます。

アンケートフォームは
こちら



※広告の内容など、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨などするものではありません。